2021 年 8 月吉日

一般財団法人 新日本検定協会　食品営業グループ

器具・容器包装、おもちゃ検査　ご依頼の流れ①

「保税倉庫等でのサンプリング検査」

サンプリング検査をご依頼のお客様は以下の流れに従ってお申込みください。

①必要個数等のご案内

製品の画像（部品の場合は部品の画像）、材質、大きさの情報をご提供ください。
器具・容器包装の場合は使用温度及び使用する食品の種類※1 も合わせてご連絡ください。

②お申込み

以下の書類をメール添付にてご送付ください。（E-mail：sk-upc@shinken.or.jp）
□試験依頼書
□試料情報一覧（器具・容器包装の場合）
□食品届出控え又は入力控え（作成前の場合は依頼書に必要事項を全てご記入下さい）
□B/L、インボイス、パッキングリスト。その他貨物の明細が判る書類。

③見本持出許可書の準備

お申込み後、弊会より採取予定日、採取数量、予定納期等をご案内いたします。
見本持出許可書のご用意と保税倉庫等への連絡をお願いします。※2

④弊会による検体採取/検査実施

⑤証明書発行/お支払い

証明書及び請求書を先にメールにてお送りします。（原本は郵送します）検疫所にはカラー印刷したコピーをご提出ください。お支払いは所定の期限までにご入金をお願いします。※3

＜注意事項＞

・依頼書には品名、品番、BL 番号、製造所名等お間違いの無いようにご記入ください。証明書発行後の修正は有料となります。
・検査料金の最終決定額は請求書にてお示しする料金であり、事前のお見積り料金と異なる場合がありますのでご了承下さい。
・※1 使用温度については加熱用調理器具に該当するか否かを、種類については油脂及び脂肪性食品、酒類、pH5 を超える、pH5 以下のどれに該当するかをご連絡下さい。
・※2 税関外郵出張所（国際郵便局）での採取をご希望のお客様で、お立会い出来ないお客様は委任状（原本）が必要です。
・※3 初回のご依頼等については先払いをお願いしております。検体採取後、請求書 PDF をお送りしますのでご報告予定日までにご入金をお願いします。

以上